

山口市建設工事積算内訳書事後公表要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）の透明性及客観性の向上を図るため、山口市情報公開条例（平成17年山口市条例第11号）第3条第2項の規定に基づき、工事積算内訳書の事後公表について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「工事積算内訳書」とは、競争入札に付するときに定める予定価格の算出に用いた工事費の積算価格について、一定の範囲で定める項目ごとの数量、金額を明示したものをいう。この場合において、金額については、消費税及び地方消費税相当額を除いたものとする。

2 この要綱において「事後公表」とは、当該建設工事の落札者又は落札候補者決定後、速やかに積算内訳を閲覧の方法で公表することをいう。

3 この要綱において、「事後公表（落札者決定後）」とは事後公表のうち落札者決定後に行うものをいい、「事後公表（落札候補者決定後）」とは事後公表のうち落札候補者決定後かつ落札者決定前に行うものをいう。

(公表の対象)

第3条 事後公表の対象は、次の各号に掲げる事後公表の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める工事積算内訳書とする。

(1) 事後公表（落札者候補者決定後） 建設工事のうち設計金額が250万円を超えるものの工事積算内訳書

(2) 事後公表（落札者決定後） 建設工事（（土木系工事（山口市低入札価格調査実施要領に規定する土木系工事をいう。）に限る。）のうち設計金額が130万円を超えるものの工事積算内訳書

(事後公表する内容)

第4条 事後公表する内容は、表紙及び積算内訳で構成された積算内訳書に記載する次の内容とする。

(1) 表紙

ア 工事名称

イ 工事場所

(2) 積算内訳

ア 工事区分、工種及び種別 名称、単位、数量及び金額（事後公表（落札候補者決定後）にあつては別表に定める工事工種体系のレベル1から3に準じるものとし、事後公表（落札者決定後）にあつては別表に定める工事工種体系のレベル1から6に準じるものとする。）

イ 共通仮設費、現場管理費、一般管理費等 単位、数量、金額等

(事後公表の時期及び期間)

第5条 事後公表（落札候補者決定後）の時期は、当該建設工事の落札候補者決定後、速やかに公表するものとし、公表の期間は、当該公表日の属する月の翌月から3箇月後の末日までとする。

2 事後公表（落札者決定後）の時期は、当該建設工事の落札者決定後、速やかに公表するものとし、公表の期間は、当該公表日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(事後公表の方法等)

第6条 事後公表の方法は、インターネットを利用して閲覧に供する。

2 事後公表（落札者決定後）においては、パスワードを設定するものとし、閲覧を希望する者は、工事積算内訳書を掲載している山口市公式ウェブサイトの問い合わせフォームに必要事項を入力の上、発注課に電子メールにより提出することによりパスワードを取得することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に入札公告、入札通知等を行う建設工事に係る工事積算内訳書について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に入札公告、入札通知等を行う建設工事に係る工事積算内訳書について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に入札公告、入札通知等を行う建設工事に係る工事積算内訳書について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に入札公告、入札通知等を行う建設工事に係る工事積算内訳書について適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、同日以後に入札を行う建設工事に係る工事積算内訳書について適用する。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行し、同日以後に入札を行う建設工事に係る工事積算内訳書について適用する。

別表（第4条関係）

工 事 工 種 体 系 表

レベル	名称	内容	補足説明	備考（例）
レベル0	事業区分	予算制度上及び事業執行上の区分	工事数量総括表には表示されていない。発注時の予算科目を示す。	・河川改修 ・道路新設・改築
レベル1	工事区分	工事発注ロット及び発注者を考慮してレベル0を分割したもの	通常、1件の工事として発注される区分	・築堤・護岸 ・道路改良
レベル2	工 種	レベル1を構成する要素のうちで、一定の構造を持つ部位を施工するための一連作業の総称	複数の工事区分で共通に行われる工種については、主体となる工事区分で体系化している。	・法面工 ・地盤改良工 ・擁壁工
レベル3	種 別	体系全体の見通しを良くするために、レベル2とレベル4をつなぐレベル区分	工種によっては、表示しない場合もある。また、可能な限り、施工順序に従った構成とする。	・掘削工 ・場所打杭工
レベル4	細 別	工事を構成する基本的な単位目的物若しくは単位仮設物であって、単位と共に契約数量を表示するレベル	検収対象となる単位目的物と、検収対象とならない単位仮設物がある。積算時にはこのレベルが価格算出の基本となる。	・コンクリート ・鉄筋
レベル5	規 格	レベル4を構成する材料等の客観的な材質・規格並びに契約上明示する条件	レベル4に付随して表示するレベルで、総括表では原則としてレベル4と同行に記述されるレベル	・24-8-25N(コンクリートの規格)
レベル6	積算要素	レベル4の価格算定上の構成要素であって、基本的には契約上明示していないもの	費用構成としての積算項目と、積算上の最小構成単位としての歩掛項目から構成されている。	【積算項目】 ・運搬費など 【歩掛項目】 ・ダンプトラック運搬

- 事後公表（落札候補者決定後）において、レベル1～3の情報を公表すべき情報として設定する際、レベルの判断が困難な場合は、レベル2に近い方を選択するものとする。
- この表は、事後公表レベルの判断基準を例示したものであり、すべての工種を網羅しているものではない。
- 著作権を有する情報、国等協力関係情報、意思形成過程情報、行政運営情報、法令秘情報等は、公表しないことができる。
- 特殊な機器や施工に係る単価等、公表することで他の建設工事における適正な入札執行を阻害するおそれがあると認められる事項は、公表しないことができる。